

2023年4月21日

各 位

株式会社 AOKI ホールディングス  
代表取締役会長 青木 彰宏  
代表取締役社長 田村 春生

### 当社元役員等に対する判決及び関係者に対する処分等に関するお知らせ

2022年9月6日付適時開示「当社元役員及び執行役員の起訴について」にてお伝えいたしましたとおり、当社の元役員3名（以下、3名を総称して「当社元役員等」といいます。）が贈賄罪の容疑（以下、「本件」といいます。）で同年9月6日に東京地方検察庁に起訴されておりましたが、本日、東京地方裁判所において、当社元役員等に対する判決がございました。

お客様、株主の皆様をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつき、深くお詫び申し上げます。

本件に関しては、2023年3月28日付「ガバナンス検証・改革委員会調査報告書の受領及び再発防止策の実施状況と今後の対応について」にてお伝えしておりますとおり、当社は、ガバナンス検証・改革委員会から受領した報告書の提言を反映した再発防止策の実施に取り組んでいくことを公表いたしました。

加えて、当社元役員等をはじめとする関係者に対する処分等を下記のとおり決定しておりますので、ご報告いたします。

本件に関し、当社といたしましては、今後より一層、コンプライアンス体制の強化に全社一丸となって取り組み、法令遵守の徹底と社会的信頼の向上に努めてまいります。

### 記

#### 1. 解決金の受領

当社元役員等のうち当社元代表取締役会長及び元代表取締役副会長から、本件に関する役員としての善管注意義務違反に関して、本件により当社に生じた損害の賠償に係る解決金として5億円の支払の申出がありました。当社といたしましては、上記解決金の金額は、2023年3月31日時点で判明している当社が現に被り及び将来に被るであろう損害を超えるものと判断したため、かかる金員の受領に応じております。

なお、当社は2024年3月期第1四半期におきまして、受領した金員全額を解決金として特別利益に計上いたします。

## 2. 関係者に対する処分

本件を受けて、当社役員及び元執行役員の4名から役員報酬等の一部返上の申出があったところ、本件の業績に対する影響及び前記の元役員等による解決金の支払による損害の填補という点を考慮し、当社取締役会としてこれを了承いたしました。なお、対象者の役職及び報酬等の返上の内容はそれぞれ以下のとおりです。

| 役職        | 報酬等の返上の内容     |
|-----------|---------------|
| 現 代表取締役会長 | 月額報酬の20%を3か月分 |
| 現 代表取締役社長 | 月額報酬の20%を3か月分 |
| 現 専務取締役   | 月額報酬の20%を3か月分 |
| 元 専務執行役員  | 月額給与の30%を3か月分 |

### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社AOKIホールディングス IR・広報室

045-941-1388

受付時間 平日 9:30~18:30 (土曜日・日曜日・祝日は除く)

以上